

令和4年度第1回北海道多面的機能支払制度検討会 議事録（概要版）

日 時：令和4年7月14日（木）9：30～11：00

場 所：かでの2・7 730研修室

出席者：別添「出席者名簿」のとおり

議題等：1. 議事

- (1) 令和3年度多面的機能支払交付金の実績について
- (2) 令和4年度多面的機能支払交付金の実施計画について
- (3) 全国調査について
- (4) 今後のスケジュールについて

2. その他

（ ○ ～ 構成員、 ● ～ 事務局 ）

1. 議事

(1) 令和3年度多面的機能支払交付金の実績について

ア 事務局から資料1に基づき説明

イ 質疑応答 有

○ 2ページ、3交付対象農用地面積について、減少の要因として、区域の見直しとあるが、多面と中山間の両方を行っていて、中山間にシフトするので、多面の方をおりるという理解でよろしいか。

● その場合もありますし、どちらもやめた場合もあります。

多面をやめて、中山間だけ残っている場合が多いと思われませんが、場合によっては、事務局の事務量の負担感により、どちらもやめている場合もあります。

○ 3ページ、5資源向上支払の取組について、「農村環境保全活動」と「多面的機能の増進を図る活動」で分かれているが、例えば、水田貯留機能が「農村環境保全」で防災・減災力の強化が「多面的機能の増進を図る活動」とあるが、両方とも田んぼダムの取組を言っていると思うが、どのような仕切りを行っているのか。

● どちらも、田んぼダムの取組が該当しています。

組織として取り組むにあたり「農村環境保全活動（水田の貯留機能向上活動）」と「多面的機能の増進を図る活動（防災・減災力の強化）」のどちらか一方のメニューを選んでいただく必要があります。

また、どちらも田んぼダムの取組を行っているからといって、両方の活動にカウントすることはできません。

- ダブルカウントしないまでも、例えば面積で分けたり、場所で分けたりすることは可能か。
- 制度として可能ですが、実際にはどちらかの活動として行っている状況です。
- 同じ取組を行っても、費目として、活動名が違っていても大丈夫なんですね。
- そのとおりです。
- 他に2つが重なっているような取組はありますか。
- 農村環境保全活動の「外来種の駆除」と多面的機能の増進を図る活動の「農地周りの環境改善活動の強化」に同じような項目があります。
- これを分けた理由はありますか。
- 環境保全と増進を図るためです。
環境保全活動は必須で、増進を図る活動はプラスアルファの活動です。
今回でいえば、交付単価は増進活動を取り組まない場合は6分の5ですが、増進活動を取り組むことによって、6分の6（100%）受けることができるということです。
- 2ページ、3交付対象農用地面積について、中山間の活動組織と多面の活動組織は、だいたい同じ組織と理解してもよろしいか。
- 組織自体は、中山間は中山間集落協定と言うのがございまして、多面は活動組織。面積が重複していれば、基本的に構成員は同じになると思います。
ただし、中山間と多面は各々メニューなども違うことから、ケースバイケースで、そうならない場合もあります。
- どちらが多いですか。
条件にもよるとは思いますが。
- 多面のカバー率は（全道の農用地面積の）3分の2ありますので、これを考えると、多面の方が多いでしょうか。
中山間は山間部・中間部の条件不利地で拾うと思いますが、それにしても多面の方が多いと思われます。
地域的には重複していないところもありますが、人として重複している方はいるので、多面的の組織に入っている方と、中山間の集落協定に入っている方の同じ人がそれぞれの農地（多面、中山間）を持っていれば、構成員になっていることはあるかと思えます。
- 2ページ、4交付金について、一番下の表にある加算項目について、農村協働力深化加算と広域化加算について、簡単に説明願います。
- 深化加算は、活動組織のうち、4割以上が農業者以外であること、例えば、草刈りなどの実践活動に8割以上参加する、女性役員がいる場合は、6割以上の参加する活動を毎年、2種類以上行うことといった条件をクリアすると、加算が受けられます。

- なるほど、質的な多様性のあるといったことですか。
広域化は。
- 広域化するときに、広域化の面積によって、4万円／年とか、3,000ha 以上だと、8万円／年とか、5年間受けられます。

(2) 令和4年度多面的機能支払交付金の実施計画について

ア 事務局から資料2に基づき説明

(土地連：補足説明)

4ページ、②推進活動の(2)現地意見交換会ということで、令和5年度には非常に多い486組織(平成26年度に採択した組織が主なもの)が2期目を迎え、令和5年度に活動を終了する組織となっています。

従前は、5年目に支援を行うところですが、5年目に支援するには組織数が非常に多いことから、令和4年から2カ年に渡り、多くの地域の支援を行っていきたいと考えています。

具体の支援方法としては、現地意見交換会の中で、組織における役員選挙改選に伴う制度の理解を深めることや、早期に地域の課題等を把握することで、取組の継続に向けたサポートをしていきたいと考えています。

イ 質疑応答 有

- ピンポイントの質問での外れかもしれませんが、ぜひ聞いてください。
札幌市北区、東区の方で、牧草地の雑草が問題となっています。
札幌市はこういった活動はしていませんが、何かこう、こちらからアクションを起こすとか、向こうから何か動きがあればお教えいただきたい。
- 外来種でしょうか
- そのとおりです。
- 外来種であれば駆除の関係が多面的取組でできますが、札幌市では多面的活動を行っていません。
また、札幌市には活動組織がないところです。
- 1ページ、2市町村の実施計画について、図の白抜きのところ、猿払、音威子府とかへは、この取組へ参加の働きかけは行っているのですか。
- 猿払は1期で終了したところ。5年間やって、次には至らなかった。
現地意見交換会などを通じて、できるだけ働きかけを行っていききたいと思えます。
また、まだ取り組んでいない地域もあると思えます。
- 5ページ、(6)アライグマ捕獲技術研修会について、組織の人もどの様に捕獲するのかわからないと思えますし、ずっと気になっているのですが、田んぼダムに

ついて、どんな堰を立てるのが良いのか、悩んでいると思うんですね。

技術研修会を立てるにあたっての基準はあるのでしょうか。

- アライグマ研修会については、環境生活課が主体で行っており、全道振興局ごとに研修を行っていると聞いています。

ここ1~2年行っていないので、未実施であったところに、今年度以降、行っていくと聞いています。

- ということは、多面の仕組みの中の研修ではなく、他の部である環境生活課をとおして、そういう意味ですか。

- そのとおり。

アライグマの捕獲方法などは当事務局から説明できないので、環境生活課の方から技術的なことを説明していただき、えさ代などその地域でのアライグマに取り組む経費の一部を多面の活動で「この部分は交付金の対象になりますよ」という説明を入れさせていただいているということです。

- 田んぼダムの研修をやるとしたらどこがやるのですか。

- 例えば、田んぼダムの加算措置で言えば、令和3年度から（5）市町村実務担当者等会議で全道説明（PR）しているところです。

- この前、雨竜川の河川整備計画の分会があって出席したところ。

その整備計画にも田んぼダムについて記載されていた。

せっかくやるのであれば、効果的な堰板の構造だとか、上げ下げの操作は雨の日は農家さんが危ないと思うし、稲作のあるときは、堰板を立てられないかもしれないし、その辺の基準なり、こういった構造にしておけば、ほったらかしにしても、雨降っても機能するといった、そういう技術をきちんと広めた方が、今の組合に任せっきりの状況から一歩進めた方が良いのではないか。

- わかりました。

和寒で話した内容もありますので、その他でお話しさせていただきます。

- 2ページ、3交付対象農用地面積について、令和3年度だと、檜山地域で広域化しているとありましたが、今後、486組織が活動終了するということだが、広域化を推進するということですか。

- 事務が繁雑、役員のなり手がいない等の中で、広域化というのも一つの手法と思いますので、地元の方へも提案していきます。

ただし、地域の中では、小回りのきいた単体組織の方が良いという組織もありますので、自然体で推進して参ります。

(3) 全国調査について

ア 事務局から資料3に基づき説明

イ 質疑応答 有

- 2ページ、多面的機能支払交付金の効果や取組状況等の調査について、令和4年度から令和5年度まで全国調査とありますが、これは国の調査項目を踏まえた上で、北海道独自の調査もするということですか。
- 北海道の調査項目も追加して一緒に調査できればと考えています。
- 前回、5年目に行った調査が、今回は4年目に行うというのは、詳しい調査を行うということか。
- 前回調査の5年目に実施した調査量が多く大変であったため、国も前倒しで計画しているようです。
- 前回の調査結果はどのように公表されたのですか。
- 調査結果としての公表は行っておりませんが、30年度の全国調査の結果を施策評価の評価項目として公表しています。
調査単体の公表ではなく、施策評価として公表しております。
- 私は農業普及センターに勤務していた経験があるものですから、全国調査をできるだけ道としても活用したいという意見は大変良かったと思います。
色々な調査がおりてくるものですから、ダブらないように、調査できるようご検討願います。
- 調査結果を国にあげていくどこかのタイミングで、この検討会への報告等がありますか。
- 国の調査期間が10月～11月を予定されています。
第2回の検討会が10月頃に予定されているので、この時点でわかっている情報は報告させていただきたい。
また、スケジュール上、国へ報告する前に構成員の皆様に調査報告内容をお示しできないことから、国へ報告した結果を3月の第3回検討会で報告させていただく予定としております。
- 令和5年度に繋がる調査ですよね、中間報告のような形になりますか。
また、いずれこの検討会でも調査内容がわかるということでしょうか。
- そのとおりです。

(4) 今後のスケジュールについて

ア 事務局から資料4に基づき説明

イ 質疑応答 無

2. その他

令和4年度多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針（要綱基本方針）の改正について

ア 事務局からその他資料に基づき説明

イ 質疑応答 有

- 「力、地域共同で行う農用地（水田）から濁水流出防止を図るため、浮遊物を除去する活動」とはどういうことですか。
- 代掻き時に、稲わらなど浮遊しているので、下流域へのゴミの流出を防ぐため、調整板などにたまった稲わらを除去する作業を、排水濁水管理ということで多面の取組に位置づけているものです。
- その取組が濁水流出防止の取組になるのですか。
- 稲わら等ゴミが水路に流れないように取り除くことを、その水路の濁水を防止するという活動に位置づけている。
- 浮遊物質の流出防止ではない。
- 浮遊物質の流出防止でもあり、流出防止を図ることで水路の方の濁水を防止する活動に繋がる。
- つながりというか、因果関係がわかりにくい。
ゴミがたまっていると、濁水が流れやすくなるのか。
それを防ぐためにゴミを取り除くのか。
その辺の表現がよくわからない。
- 稲わらも含め濁水という観点であり、濁っている水だけを濁水とするのではなく、稲わらを含めたものが流れていくのが濁水と認識しておりました。
その辺が、言葉が幅広になっていたかもしれませんが、そのような理解で活動しているということでございます。

「田んぼダム」に係る動向について

ア 事務局からその他資料に基づき説明

イ 質疑応答 有

- 2つの堰板のうち、農水省は機能分離型を推奨するとうことで、今のところ北海道ではないという解釈で良いか。
- やっているところは何町村かあります。
- 分離型の絵が3ページに載っていますが、左側が分離型で右側が一体型ですね。一体型は堰板の高さまでしか雨水を貯留できないということですよ。

分離型はずいぶん雨水貯留の矢印が上まで行ってますよね、これは、水位調整版を超えた水が、穴からも出るが、洪水時には上からも出てくるのですよね。

これは、まかり間違えば、畦畔を超えてしまうのではないか。

- 降水量によっては、超える可能性はあります。
- 6ページの効果を見ると、分離型の方が平準化効果が高いということですよね。この効果が高い分離型を導入する場合、農家の方々は自費で設置しなければならないのか。
- 設置までは多面的機能交付金の対象です。
- 農政部としては、この分離型を推奨していくのですか。
- これから新たに田んぼダムに取り組む組織には、分離型を推奨しますが、既に深水対応の一体型で取り組んでいる組織には、それを阻んでまで進めることは考えておりません。

当然、費用対効果を説明して、地域の取り組みやすい方にしておきませんと、最終的には地域での判断になりますので、こういった資料で説明する形になります。

- 我々水関係をやってきた者にとって、どんな堰板が良いのか悩ましいところ。本日説明のあった研修会など活用し、きちんと情報伝達しないと混乱するのではと思います。せっかくやっていただけるので、できれば機能が高いやり方でやっていただくのが一番いいのかなと思います。
- 最後に、14ページのスマート田んぼダムは現実的に無理があるのではと思う。
- 費用面でもかなりかかると言われてますし、設置するのでさえ、費用がかかる。通信代等も含めるともっとかかる。
- しかも、水を一回吐いちゃうのですね。これは、ダムの事前放流と一緒に、事前放流でさえまだ、正式にはやっていなくて、試しにやっているぐらいの話で、これやって雨が降らなかったらどうするんだろうと思う。
- 農水省との話の中で、田んぼダムの取組で稲に被害が出た場合の作物補償の話は出ていましたか。
- 今夏の話の中では出ていません。

基本的に、田んぼダムの取組に係る作物補償はなく、田んぼダムはあくまで、農業者のボランティアな取組と位置づけられていますので、そういった意味でも取り組む取り組まないかは、農業者の判断に委ねられています。

ただ、取り組むにしても、流域治水で市街地の洪水を防ぐためとか大上段に構えるのではなく、自分の田んぼの隣の畑作物の湿害を防ぐ、といった部分や取組をとおして、畦畔や水路の管理の強化が図られているといった面でも、農水省としては、田んぼダムへの取組を推奨しているとのこと。

- 水田と畑が混在している低平地で、田んぼの方で水を引き受けるから、それによって、排水路に負担をかけない、畑利用をしている水田では、畑作物に被害を与え

ない、そういうストーリーということだと思うが、本当にそんなことがあるのだろうか。

13 ページに加算単価が載っていますが、北海道は都府県に比べ低い、これはどうしてなのでしょう。農水省ではどのように説明しているのでしょうか。

- 多面の交付金の単価、田んぼダムに限らずですが、基本的には単価の構成は本体交付金と同じように、資源量の違いと言われています。北海道の田んぼの1枚が大きい、それに対する資源量の差です。

他府県は田んぼの1枚が小さいので、その分、水路等かかる。水路の数が多いということです。

- 北海道は1筆の水田面積が大きいから、単価が低いのですか。

それとも、北海道が抱えている水田面積全体が、非常に広大だからでしょうか。

- 1筆というイメージでしょう。

本体の交付金も同じように、1枚の田んぼに対して、用水路、排水路、道路等の資源量が小さいとその分多くなる。

大きいと、中の分がなかったり、という部分がありますので、そういう根拠で単価の設定がされていますので、田んぼダムについても同じかたちで設定されていると思います。

- 他の単価も差があるのはわかっているのですが、なぜ北海道は単価が低いのか、田んぼダム、1筆1~2haの田んぼの水位調整は大きいから簡単だという捉え方なのでしょう。

- 簡単というか、数も排水の調整板も少なくなるでしょうし、小さいと4つあるところ、大きいと、同じ4枚あったとしても4つ×4が、4つ×3ぐらいの割合でいけるということだと思います。

- 労働費ということでしょうか。

- 資源量の差と言っていますので、それに係る労働にも繋がるかと、施設量の差ということです。

同じ面積に対して、1枚の田んぼ4枚のところか1枚になると、排水の箇所が少なくなる。

大区画化に伴う水回りの労働時間の削減と根本は一緒だと思います。

すでに大区画化されているところは、労働時間が少ないはずだということです。

- 規模の差による手間暇のかけかたからいって、仕方ないとということか。

- そういう説明を以前に聞いています。

- 全国調査で設定単価の妥当性として調査されて明らかになるのですか。

- 多面的の単価を設定するときの調査では、資源量の部分は確認しているので、国の方ではそれを参考にしていると思います。資源量と活動量ですね。

今回の全国調査でも、同じように資源量と活動量は調査されます。

○ 先ほど、深水かんがいを行っているところは、それを利用するということでしたけども、それは基盤整備の時に既にそういう設定になっていなかったところの場合なんでしょうか。

それとも、一般的に深水かんがいのときはそれをつけないとできないのか。

内地の方は、畔が低く、貯めれる量もしれていると思うが、北海道の場合は、貯める量も相当多くなるはずなので、既存の物を利用すれば田んぼダムはできると思うが。

● スライド式は草丈に合わせて入れられるような形になっていますので、草丈に合わせて水の調整ができる形で排水のところに持ってきており、それを基盤整備で設置している。

通常であれば低くて良いところを、深水対応のために堰板を入れられるように、高く排水路の部分を設置したということです。

今まで基盤整備事業の方で整備してきたのは、水田の機能を確保するための整備であり、今の田んぼダムという考え方自体が近年に出てきた考え方というものもあると思います。

国営の方はわかりませんが、基盤整備事業で、例えば先ほどの農水が出しているようなタイプが標準になっているかといえは、そうではないと思います。

最近の情報は仕入れておりませんが、まだそこまで行き着いていないという状況だと思います。